

令和8年度磐田市森林整備方針策定支援業務委託特記仕様書

1 業務名称

令和8年度磐田市森林整備方針策定支援業務委託

2 業務目的

本業務は、磐田市の森林が抱える課題の分析を踏まえ、今後の森林整備方針と恒久的な財源である森林環境譲与税の効果的な活用について、「市としての整理軸」を明確にするため、各種既存計画や国、県が進めている政策との整合性を図りながら本市における「森林整備の在り方」について、方針の策定支援をするものである。なお、本方針の対象期間は、特に定めのないものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

なお、契約締結日等の詳細については、協議の上別途決定する。

4 契約限度額

3,069,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容（方針策定業務）

（1）方針の骨子案及び素案の作成

当市の総合計画及び磐田市森林整備計画をはじめとする関係計画との整合性を図るとともに、国・県等の動向、当市の特性、雨垂地区森林ワークショップ等を踏まえ、基本課題や施策を整理し、方針の骨子案及び素案を作成する。

（2）方針書本編の作成

方針書本編を作成すること。本編の作成にあたっては、骨子案及び素案の内容をもとに、市の概要、地形などの基本情報、森林整備の方針、森林環境譲与税の活用について、詳細を記すとともに、専門的知見を有しない者にも分かりやすい表現及びデザインを行うこと。

（3）会議及び説明会支援

方針策定に係る有識者会議及び地域住民を対象とした説明会等に同席し、円滑な進行に向けた支援をすること。また、必要に応じて資料の作成を行うこと。

6 成果品

成果品の電子データをCD-ROM等の収録媒体で提出すること。

※原則として文書はマイクロソフトワード、集計はマイクロソフトエクセルを使用すること。また、ホームページ等掲載用PDFデータも提出すること。

7 その他

- (1) 本業務に必要な当市の行政資料を農林水産課が提供する場合は、適切に取り扱い、業務完了後、速やかに返却すること。その他必要な資料については、市と受託者で協議し、収集作業を行うものとする。
- (2) 本業務において使用及び作成した資料又は成果品は、全て委託者の帰属とし、受託者は委託者に許可なく、他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。成果品等の作成において、他の個人、団体等の資料を引用又は転用する場合、受託者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、受託業務を他者に委託することはできない。
- (4) 本業務を遂行するための担当者は、国や県等の森林林業関係計画及び地域等の森林林業施策に精通するとともに、当市におけるこれまでの森林林業関係の事業及び策定方針を理解し、本業務を円滑に遂行する能力を有した者を配置すること。
- (5) 本業務のスケジュール管理について、変更が生じる場合は農林水産課に事前に報告し、適宜変更すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (7) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。